

【教育行政について】

・働き方推進計画の評価について

大分市は、教員の時間外労働が月80時間超である割合が小学校で約3割、中学校で約6割という異常な状況を”看過できない勤務実態”であるとし働き方推進計画を策定し、その改善を進めています。多忙で人が集まらないと言われている飲食業ですら3割を切っている中、この割合は異常というか、緊急事態と言っても過言ではありません。

具体的な取り組みとして、学校徴収金の徴収・管理の効率化(銀行振替)や部活動のあり方の見直し、勤務実態の正確な把握のためのタイムレコーダー導入と12項目の具体的な取り組みを進めています。

そして、そのタイムレコーダーのデータを見せていただきました。残念なことに過労死ラインとされる残業月80時間以上の先生方が未だ報告されている、それも毎月報告されている、おおよそ100名を超えているというものでした。

働き方改革推進計画により改善された部分もおありかと思いますが、現場の先生方はどのような感想をお持ちか、可能な限り聞き取りをさせていただきました。

「市の(働き方改革推進計画)は職場内の意識改革など一定進んだ、変化したものもある。しかし子どもに関わる業務の膨大さに追われているのに、そこにメスが入らないと異常な実態はなくならない」として、教員配置の充実を求める声をいただきました。

さらに「早く帰れと言われても、仕事量はそのまま。抜本的な改善にはなっていない。『効率的に』とも言われるが、既にできることはやっている」。

とおっしゃる方もいらっしゃいました。

様々なご意見があるかと思いますが、要するに、働き方改革の推進に対し不十分さを訴える現場の声があります。

それらを踏まえ質問いたします。タイムレコーダー実施から見えてくる現状、異常な時間外労働が依然解消されていないことを踏まえ、働き方改革推進計画についての評価、どのようにされているのかお答えください。

(再質)

先ほども紹介しましたが、タイムカードのデータによりますと、月80時間以上の時間外労働は依然としてあることが見て取れます。医学的な見地から月80時間以上の時間外労働は規制対象となっているにも関わらず、ゼロの月が

ない。

健康問題について、これ以上事態を悪化させないためには、明確な目標・指針が必要となります。特に長時間勤務の是正については、先ほども申し上げましたように取り組みが進められております。民間では労働基準法の改正により超過勤務命令の上限に関する措置がなされ、これは月45時間、年間360時間の上限設定であります。本年四月から施行されております。

そこで質問いたします。教職員の時間外勤務についても上限を設定すべきではないでしょうか？見解をお聞かせください。

【労働安全衛生委員会について】

労働安全衛生について質問します。

労働安全衛生委員会とは労働安全衛生法において定められている、労働者の意見を事業者の行う安全衛生に関する措置に反映させる制度であります。事業者は、委員会を毎月1回以上開催するようにならなければならないとされています。これは民間企業も、今回取り上げております学校関係も同様であります。

さらに事業者（学校）は委員会の開催の都度、遅滞なく委員会における議事の概要を労働者（教職員）に周知させなければならないともされています。

私はこの労働安全衛生委員会を働き方改革の中にもっと位置付けるべきとの思いから質問させていただきます。

労働安全衛生の管理体制の整備のために文科省は指針を整備し、その遵守を要請しておりますし、働き方改革推進計画でも、この労安の視点がもっと大事に、そして実際ブラックな働き方を解消する力とならなければならないと思います。

そこで質問します。大分市内、小中学校における労働安全衛生委員会では、教職員が50名以上の学校では産業医がその委員のメンバーに入っていることとなつていますが、教職員の働き方改革推進計画についての産業医からの提言、見解はどのようなものがなされえているのでしょうか？お聞かせください。

【教職員の確保問題】

- ・「穴あき」問題

教職員の確保について質問します。

教員が足りなくて、産休・育休や病気休職の代替教員が見つからない。年度初

めから担任がない…。「教育に穴があく」という事態が全国で恒常化し、子どもたちが犠牲になっています。いわゆる教育権の侵害。大変な問題です。

県教育委からいただいた資料によりますと、大分市でも5月末時点で19の小中学校で臨時講師が未配置だったのが、9月現在も一部存在している。代替教員が確保できていません。

市教委としてこの問題、どう解決していこうと考えているのか、お聞かせください。

【教員の増員】

さて、今回教職員の問題についていろいろ述べてまいりました。どんなに残業しても残業代はないにもかかわらず、過労死の恐れのある80時間以上の残業をされている先生方の解消が進んでいないこと。

労働安全衛生委員会が十分その力を発揮していないこと、病休など発生した場合その代替が未配置がつづいていること。

それらすべての問題は「教職員が足りない」という圧倒的事実にぶつかります。

どう考えても、教職員を増やさないとはい方悪いですが小手先の改革に終始してしまいます。

教員の増員についての見解をお聞かせください。

【携行品問題】

さて先日中学生の保護者の方から、子どもの登下校の荷物が大変重そうなので何とかならないかとの相談を受けました。

3月議会で私はこの問題を質問しまして、配慮するとの答弁をいただいたところです。

しかし、ご紹介したように本人、もしくは親御さんの中には「以前から状況は変わっていない」「重そうな荷物をかかえて登下校している」と思われている方々がいらっしゃることも事実であります。ご答弁いただいた趣旨をもう少し発展させるならば、児童・生徒・家族の意思を尊重するような投げかけが今以上必要ではないでしょうか？

そこで質問いたします。教材がビジュアル化、大判化している現状をふまえ、全児童・生徒に対し携行品が過度な重さにならないよう機会をとらえて発信し、場合によっては携行品の中身についての意見交換をすすめる必要あるかと思いますが、見解をお聞かせください。

【生活保護】

厚生労働省は昨年4月1日以降に生活保護の利用を開始した人には、一定の条件のもと、エアコンの購入費用（上限5万円）と設置費用の支給を認めるとの通知を出しました。

しかし、この通知は、3月以前に保護を開始した人を支給対象から外しています。この間、国は生活扶助基準を大幅に引き下げており、保護費を節約して購入費用を捻出することはきわめて難しい状況です。全世帯へ支給対象を広げるべきと考えます。

市によると、現在、市内の生活保護利用世帯（7023世帯）のうち957世帯の家庭（約14%）にエアコンが設置されていません。

今年7・8月、熱中症による大分市内の救急搬送は約150人、そのうち2人入院が必要な重症度となっています。今年は梅雨が長く、昨年よりも気温の上がり少なく、搬送件数は昨年よりも減っていますが、それでも今後温暖化が進むことが予想され、対策が必要です。

憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を維持するために、今の時代夏場にエアコンは欠かせません。全ての生活保護利用世帯にも同様に支給を認めるべきではないでしょうか。市の見解をお聞かせください。

【夏季加算】

エアコンをお持ちの方で、使用しない方がいらっしゃいます。電気代を節約せざるを得ない経済的理由が原因です。

ある60代の女性は今年エアコンを使用せず、電気代の節約のためと聞いていますが、暑さ対策のため大きな氷を買いに出かけた途中に転倒し足を複雑骨折されました。暑さを我慢せず、エアコンを使用していれば無かったケガです。

保護世帯の中には20年以上前のエアコンを未だ使用している世帯もあるかと思えます。性能はここ数年製造されたものくらべ、数倍以上ひらきがある。型の古い製品は電気代が多くかかるのが実態です。夏ですので使い始めたら24時間稼働することもあるでしょう、電気代を節約しようとする方の気持ちは大いに理解できるものです。

そこで質問いたします。保護世帯の方が電気代を気にせずエアコンを使用できるように、夏季加算を新設し、援助をすすめていく必要があるかと思えますが、見解をお聞かせください。

【ワンコインバスについて】

高齢者ワンコインバス事業の継続について質問します。

先の議会で値上げを含む事業変更の関連予算が上程され、賛成多数で可決。10月から長寿応援バス事業へと形を変えました。乗車料の値上げ、対象年齢の引き上げがなされることとなっています。私は大分市高齢者ワンコインバス事業は、1回100円、65歳からという利便性の高さから全国に誇るべき高齢者施策と考えていましたので、とても残念です。

前回の議会でも会派総括質問で指摘したように、今回の事業見直しは、多くの高齢者の願いに背を向けるものであり、利用者の生活環境や社会参加を後退させることにもつながりかねず、到底納得できない。まずこのことを指摘しておきます。

実際制度存続をのぞむ団体の署名宣伝行動に参加し、市民の声を聞いてまいりました。

「今からでも元に戻してほしい」

「急に決めすぎ。」

「効果が出ている事業なら継続してほしい」

「100円だから、ワンコインだからお得感があったのに、150円ではそれがない。今後バスに乗る機会はめっきり減るとおもう」などの声が聴かれ、署名も反応が高く、市民の関心の高さがうかがえます。そのほか自治会の行事（佐賀関までのバスツアー）を計画しているところでは困惑が広がっているとの話も聞いています。それら総合して考えますと、現状として、市民の声を聴いたと市は議会答弁されていますが、市民合意の形成は不十分であり、やはり拙速感否めません。

質問いたします。これら制度存続をのぞむ市民の声について、部長はどのようにお感じでしょうか。見解をお聞かせください。

市民の声を聞いたとすることの保障は、市長が委嘱した「ワンコインバスあり方検討会」結果であり、これをもって、多様な、そして幅広い市民の声をすくい上げたとは言えないと思います。

そこで質問いたします。さらに10月は消費税増税の時期ともかさなります。個人消費が落ち込み続けている経済状況を見ても、ワンコインバスを10月以降も継続し、丁寧な全市民的な意見を聴取すべきと考えますが、見解をお聞か

してください。

【鳥獣被害対策について】

鳥獣被害対策について質問します。

ここ数年、全国的にイノシシや鹿などの野生鳥獣による農作物の被害額は、200億円前後で推移をしています。そして、これらの鳥獣被害は被害額として数字にあらわれる以上に、農業に対する意欲の減衰、耕作放棄地の増加など農村集落においては負のスパイラルの要因となり、農業生産に深刻な影響を及ぼしているところでもあります。

「手間暇かけた農作物が一日でペアになる、大きな脱力感に見舞われる。片付けも大変だし、その年の収穫がゼロになることも。それまでに使った経費も多額。農業は天候に左右されるだけでも大変な仕事なのに」と農家の方は苦勞を語ります。被害軽減を今以上に進めていかなければなりません。

本市においては、平成28年度の鳥獣による農作物被害額は、水稻やかんきつを中心に約1,860万円に上っています。

被害総額は年々減っており、対策が功を奏していると思います。結果が出ている要因として、予防効果の高い地域ぐるみで広範囲に農地を囲む防護柵の設置を推進していることがその一つとなっていると聞いています。

本年度までに28集落が約276ヘクタールを囲み、被害が軽減されているとのことで、周辺の集落からも要望があり、新年度はさらに他集落への広がりも見せていると聞いています。

しかし柵の問題でいえば、張り方によって大きく効果が変化するなど、ただ張ればよいというわけではなく、一定の知識が必要です。しかし農業、林業従事者は、基本的に柵設置のスペシャリストという訳ではなく、適切な指導がなされなければ、鳥獣防護資材の取り扱いにかかわることや、動物の生態などの専門知識も乏しいのが実態です。相談援助をする人材の育成が必要ではないでしょうか？

柵を張る地域が広がれば広がるほど管理運営が大変になってくる。今後、柵を用いて管理を強める方法は、農作業従事者の高齢化の流れから考えると、資材活用など専門知識をある程度もちあわせた人材確保・育成が必要になることが予想されます。

そこで質問します。防護に関する資材活用の人材確保・育成についてどのように進めていくか、見解をお聞かせください。

【避難誘導について】

災害時の避難誘導について質問します。

東日本大震災では、亡くなった人の6割以上が65歳以上の高齢者でした。さらに障害のある人の死亡率は、被災住民全体の2倍だったことが分かっています。自力で避難が難しい人が逃げ遅れたことが原因の一つだと考えられています。いかに避難誘導が大事か、そのことを物語っています。

もうひとつデータを紹介します。「障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の2倍」。

これは、NHKが東日本大震災で10人以上が亡くなった東北3県の沿岸部自治体を調査して、明らかにした数字です。避難のときに手助けが必要な、在宅の障害者や寝たきりの高齢者などが逃げ遅れたと考えられています。

今後も南海トラフ地震などの大規模な災害が起きる可能性が示唆されるなか、国は2013年に災害対策基本法を改正。各自治体に、高齢者や障害者などの“避難行動要支援者”を把握するための名簿作成を義務づけました。さらにその名簿をもとに、一人一人について、具体的に支援者を決め、避難を支援するための“個別計画”をつくることを推奨しています。

この個別計画は、本人や家族などがたて、地域での避難支援を実効性のあるものにしていくには、避難行動要支援者ご本人から同意を得られた名簿の作成が必要です。しかし同意を得るには、個人情報の第三者への提供となることから、ためらいを見せる方や、制度を正確に理解されず、助けが必要であるにもかかわらず拒否される方もいらっしゃるかと思います。

そこで質問いたします。ご本人、家族への丁寧な説明が今以上必要になるかと思いますが、どのように進めていかれるのか見解をお聞かせください。

【消防団の活用】

避難誘導に際し、地域の避難班の活動の他に消防団の役割も重要とお伺いしています。

災害発生時の消防団の役割について質問します。

私は先月消防団の学習会に参加させていただきました。その中で講師の先生は大規模災害時における消防団の役割として消火活動、救助・救出活動、住民の避難誘導や、高齢者宅の訪問、応急手当の指導などをその役割としてあげてい

ました。また、講義の中では、地域から求められるものとして、消防団には避難誘導が最も多く求められているとする調査結果も紹介されていました。

そんな消防団への期待・求められるものの重要性の一方、避難誘導に関する訓練は不十分ではないかと考えます。高齢者や障害者への接し方、配慮ポイントなど手が回っていないのが現状です。たとえば河川氾濫の危険が迫った時、水門点検、待機する消防団に、避難誘導をする人的余裕があるのでしょうか？私には現状、消防団が避難誘導の期待に応えるまでになるには大きな壁があると思っています。

そこで質問します。避難誘導に従事する消防団員へはどの程度、どのような役割を市は求めているのでしょうか。見解をお聞かせください。